別紙6

選挙運動用ポスター作成契約書

|  |  |
| --- | --- |
| 収　入 |  |
| 印 印 | |
| 印　紙 |  |

選挙候補者　　　　　　（以下「甲」という。）と、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、次のとおり契約を締結する。

1　品　名

公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスター

2　契約金額　　　　　　　　　円

（単価　　　円　　　銭×数量　　　枚）

3　納入期限

　　　　　年　　月　　日

4　請求及び支払

　 この契約に基づく契約金額については、乙は、外ヶ浜町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。

なお、外ヶ浜町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は外ヶ浜町には請求できない。

　　　 年　　月　　日（契約締結年月日）

甲 住　　所

　　　　　　 選挙候補者

氏　　名 印

乙 住　　所

名　　称 印

代 表 者 印